糸満市立潮平小学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月策定
令和７年１１月一部改訂

Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向

１　いじめの定義

いじめ防止法第２条には、いじめの定義が次の通り規定されている。

> いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第13条により、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校も含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

３　いじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

①　ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②　仲間はずれや集団による無視をされる。
③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
④　ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
⑤　金品をたかられる。
⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
⑨　性的いたずらをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4　いじめ防止等に向かう学校の姿勢

（１）いじめの防止	（２）いじめの早期発見	（３）いじめへの対処
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者と一体となった継続的な取組を行うようにする。 ①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すようにする。 ②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。 ③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。 ④全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するようにする。 ⑤いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発をするようにする。	いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童に関係する全ての大人と連携し、児童のささいな変化に気づく力を高め、その発見に努める。 ①ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。 ②いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることに特段に留意するようにする。 ③いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるようにする。 ④地域、家庭と連携して児童を見守るようにする。	いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。 ①家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて、関係機関と連携するようにする。 ②教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくようにする。 ③学校における組織的な対応を可能とする体制整備をするようにする。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容

1　いじめを防止するために学校が実施する施策

（１）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止法・第 22 条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための常設の組織（「いじめ対策委員会」）を以下の通り置く。

①基本構成員

	基本構成員	備　考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	学級担任	
⑥	養護教諭	教育相談担当

②いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会は、定期的に確実に開催できるよう本校の教育計画に位置づける。

また、児童からのいじめの訴えがあったときやいじめのおそれがあるとの情報がある場合は、臨時に開催するものとする。

③組織の役割

・未然防止の取り組み
・いじめ相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口等の周知等を含む）
・いじめ疑い、児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
・年間計画の作成・実行・検証・修正（ＰＤＣＡサイクル）
・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
・児童や保護者・地域への情報発信と意識啓発
（ＨＰ掲載、入学式・始業式等での児童・保護者への周知）
・定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
・いじめの認定
・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
・重大事態への対応

（２）役割の内容

①本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成に参画する。さらに、校長（委員長）の判断により、保護者や児童の代表、地域住民等に協力を依頼する場合がある。

②本基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかについてチェックリストを作成しそれを基に点検し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行うようにする。

③いじめの事実確認の実施とその判断を行う。また、組織的にいじめの早期解決に向けて対応するようにする。

④いじめの相談、情報等は、すべて本組織に集まることになる。特に、その情報と相談内容の第一報は、生徒指導主任にできる限り早く集まるようにする。また、教職員及び児童以外からの情報・相談窓口の責任者は教頭（副委員長）が務める。その情報も生徒指導主任とできる限り早く共有するようにする。

⑤情報の記録・管理の責任者は、教頭（副委員長）が務める。集められた情報は、個別の児童ごとに記録整理・保管し、その実務は教頭(副委員長）が担うようにする。

⑥糸満市教育委員会の判断により、学校が重大事態のその調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するようにする。

（３）機能的な組織体制

本基本方針並びに組織が機能するかどうかは、教職員の組織体制の機能性によるところが大きい。計画が画餅に帰すことにならないように、常日頃から教職員組織の機能性を高め、スピード感のある組織的対応が実現できるようにする。

①いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するようにする。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応するようにする。

②児童、保護者、地域の方、教職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知するとともに、受けた情報や相談は、いじめ対策委員会にできるだけ早く集まるようにする。

③いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、すべての教職員で具体的に共通理解を進め、さらに、職員会議、校内研修、日常的な教育活動を通じて、教職員間の連携と連帯を深めていくようにする。

④必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめの問題の解決を図るようにする。

⑤教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図るようにする。
⑥組織的に取組を実行できているかについてチェックリストを作成し、それを利用して点検し、結果を共有し改善を図っていくようにする。

（４）学校におけるいじめ防止等に関する措置

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

①いじめについての共通理解

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などを、校内研修や職員会議等で周知し、平素から教職員全員の共通理解を行うようにする。
・児童に対して、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成するようにする。
・何がいじめなのかを具体的に列挙し、目につく場所に掲示して、常日頃から具体的に認識を共有するようにする。
・スクリーニングを活用し、児童の実態把握に努め早期発見・早期対応につなげる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むようにする。
・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちに共感できる豊かな情操を培うとともに、お互いの人格を尊重する態度を養うようにする。
・自他の意見の相違に対して、互いを認め合いながら建設的に調整し解決する機会や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する機会を通じて、児童が円滑に他者とコミュニケーションできる能力を育てるようにする。

③いじめが生まれる背景を踏まえた指導

・授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めるようにする。
・学級や学年間等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できるように留意して集団づくりを進めるようにする。
・ストレスを感じた場合に、それを他人にぶつけるのではなく、相談、運動発散、ストレスマネジメント等ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。
・「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識や発言を含め、教職員及び児童による不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うようにする。
・障害（発達障害を含む）について適切に理解した上で、児童に対する指導に当たるようにする。

④自己有用感や自己肯定感の育成

・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会に留意し、児童の自己有用感を高めるようにする。
・教職員、家庭や地域の人々など、幅広い大人から認められているという思いを児童が得られるよう工夫するようにする。
・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、自己有用感や自己肯定感の育成に向けて積極的に設けるようにする。
・児童自らが長い見通しの中で、自己の成長発達を感じ取り自らを高めることができるように、計画的に自己評価・自己省察の機会を設定するようにする。

⑤いじめについての児童の主体的な学び・取組

・いじめの問題について児童自身が主体的に考え、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進するようにする。

・「いじめられる側にも問題がある」、「大人にいいつける（チクる）ことは卑怯である」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は、いじめについての誤った考えであることを学ぶようにする。

・ささいな嫌がらせや意地悪が、しつこく繰り返されたり、大勢で行ったりすることはいじめであり、そのようないじめが及ぼす深刻な精神的被害について学ぶようにする。

・教職員は、児童会がいじめの防止に取り組む意義を児童一人一人が理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は児童の主体的な取組を支えるようにする。

（５）いじめの早期発見にむけての取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われたりする。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な発見に取り組む。重点的な取組事項・内容は以下の通りである。

①毎月のアンケート調査や学期ごとの教育相談、スクリーニングの実施等により、いじめの実態把握に取り組むようにする。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるようにする。

②児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。また、教育相談等で得た児童の個人情報については、管理職の管理の下で管理し取り扱うようにする。

③児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するようにする。また、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するようにする。

④定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりするようにする。

⑤本校の実施計画　**2025 .11.13 付一部追記**

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【職員会議】 ○アセスの実施、結果の分析 ○いじめ対策に関わる共通理解及び児童に対する情　報交換　【職員会議】 ○潮小スタンダード（学習規律）の徹底 ○いじめに関するアンケートの実施（月末）	○学級開き･学級ルールづくり【学級活動】 ○人権の日【自分の心と体を大切にしよう】 ○行事を通した人間関係づくり（春の遠足等） ○学習・生活規律（潮小スタンダード）の徹底	○いじめ対策についての説明･啓発【ＰＴＡ総会･学級ＰＴＡ】
5月	○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○スクリーニング会議	○行事を通した人間関係づくり（一年生を迎える会等） ○人権の日【友達を大切にしよう】	○学校教育の説明 【日曜授業参観･学校教育説明会】
6月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 【いじめ防止対策委員会】 ○インターネットやスマートフォンに関する使用状況調査	○人権の日【やさしい言葉づかいをしよう】 ○行事を通した人間関係づくり ○平和集会	

6月	○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○教育相談週間の実施 ○「いじめ防止月間」の取り組み	○いじめ防止宣言 ○教育相談の実施	
7月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○いじめに関するアンケート･アセスをもとにした対応と確認	○人権の日【暴力やいじめをみんなでなくそう】	○保護者との情報交換（学級保護者会）
8月	○生徒指導に関する研修 【職員会議】 ○いじめ研修ツール ・自己点検シート ・点検内容の解説 ○いじめに関するアンケートの実施（月末）	○夏休みにおける支部の活動に参加	○夏休みにおける支部での活動
9月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末）	○人権の日【心をこめて名前で呼び合おう】	
10月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○スクリーニング会議	○人権の日【相手を思いやるやさしい言葉を使いましょう】 ○行事を通した人間関係づくり（読書月間等）	
11月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○教育相談週間の実施	○人権の日【一人一人のよさを大切にしましょう】 ○教育相談の実施 ○行事を通した人間関係づくり	
12月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○エイズデーに関する取り組み	○人権の日【身の回りの人権について考えよう】	
1月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○学校教育結果説明 【糸満教育の日・授業参観】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末）	○人権の日【心をこめて名前で呼び合おう】 ○行事を通した人間関係づくり	○糸満教育の日･授業参観への参加
2月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○スクリーニング会議	○人権の日【友達を大切にしよう】 ○行事を通した人間関係づくり	
3月	○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○いじめに関するアンケートの実施（月末） ○学級編成（次年度への申し送り）	○人権の日【１年をふり返り感謝の気持ちを伝えよう】 ○行事を通した人間関係づくり（卒業式等）	

（６）いじめ事案への適切な対処のあり方

いじめの発見・通報に対しては、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応するようにする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめられた児童やいじめを知　らせた児童の安全を確保するようにする。
・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有するよう　にする。
・発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
・いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って糸満市教育委員会に報告するとともに、「いじめ対策委員会」より、被害・加害児童の保護者に連絡するようにする。
・学校や糸満市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（糸満署）と相談して対処するようにする。
・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

②いじめられた児童又はその保護者への支援

・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行うようにする。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮し、保護者に対しては、家庭訪問等により、すみやかに事実関係を伝えるようにする。
・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保するようにする。
・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくるとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家(スクールカウンセラー)、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。
・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うようにする。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

・いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮して対応するようにする。
・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導　計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲

戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

④いじめがおきた集団への働きかけ（傍観者）

・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係　を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。
・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようにする。

⑤インターネット上のいじめへの対応

・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、早期発見の観点から、糸満市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
・児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知するようにする。
・パスワード付きサイトやＳＮＳ、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

２　重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により、糸満市教育委員会又は本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該糸満市教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１）実際に重大事態が発生した場合における流れ

第４章重大事態を把握する端緒 ＜第１節重大事態の定義＞ ●重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料１に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第２項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始。 ●不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要。 ●いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当することが考えられる。

＜第２節児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応＞

●児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第 23 条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

●確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要。

●別添資料２のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらうことも考えられる。

【別添資料１】

①いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について【プレゼン版】

②いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

③いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト

④沖縄県いじめ対応マニュアル【令和７年３月版】

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

（２）基本構成員

	基本構成員	備　考
①	校長	委員長
②	教頭	副委員長
③	教務主任	
④	生徒指導主任	いじめ防止担当者
⑤	学級担任	
⑥	養護教諭	教育相談担当
⑦	スクールカウンセラー	
⑧	生徒指導担当指導主事	
⑨	スクールソーシャルワーカー	
⑩	ＰＴＡ会長	

①～⑥は、いじめ対策委員会メンバーでもあり、校長（委員長）により事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、校長（委員長）より専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

（３）役割の内容

①重大事態に係る調査主体

ア　重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに糸満市教育委員会に報告し、糸満市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。

イ　学校が主体となって行う場合と、糸満市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、（１）のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

②事実関係を明確にするための調査の実施

ア　民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校と糸満市教育委員会が事実に向き合うことで､当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るようにする。

イ　重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録する

ようにする。

ウ 糸満市教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、糸満市教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、糸満市教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。

エ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。

オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。

カ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③その他留意事項

ア 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。

ウ 糸満市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意するようにする。

④調査結果の提供及び報告

ア 学校は糸満市教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をするようにする。

イ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようにならないようにする。

ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。

エ 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて糸満市長等に送付するようにする。

3　校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する研修内容の対象は、以下の通りである。

①学校いじめ防止基本方針および上位法等の理解

②いじめの防止の対策と取組

③いじめの早期発見の対策と取組

④いじめへの対処の対策と取組
⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組
⑥家庭や地域との連携の取組
⑦関係機関との連携の取組

４　地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第３、８、17、27条等の規定により、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は、以下の通りである。

①本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
②家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。
③学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
④警察との情報交換・共有を通じて、児童の状況と対策について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル教室等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。なお、状況に応じて地区補導員等の効果的な活用を検討するようにする。
⑤児童相談所や福祉部局（児童家庭課？）等とサポート会議等を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
⑥法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。
⑦主な関係機関・相談窓口

ア　沖縄県警本部少年課少年サポートセンター
（電話：098-862-0110(3095)　時間：月～金　09:30～18:15）

イ　糸満警察署（098-995-0110）	ウ　沖縄県中央児童相談所（098-886-2900）
エ　南部福祉保健所（098-889-6351）	オ　糸満市児童家庭課（098-840-8131）
カ　糸満市教育委員会（098-840-8165）	キ　那覇地方法務局（098-854-7950）

５　検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

①いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況
　在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など。
②いじめへの対処の取組状況
　いじめの訴えがあった場合の事実確認と糸満市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況など。
③組織的体制の機能と組織的取組の状況
いじめ対策委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など。

「いじめ発生時の通常対応等の展開」【通常対応】フローチャート（シート参照）

「いじめ発生時の通常対応等の展開」

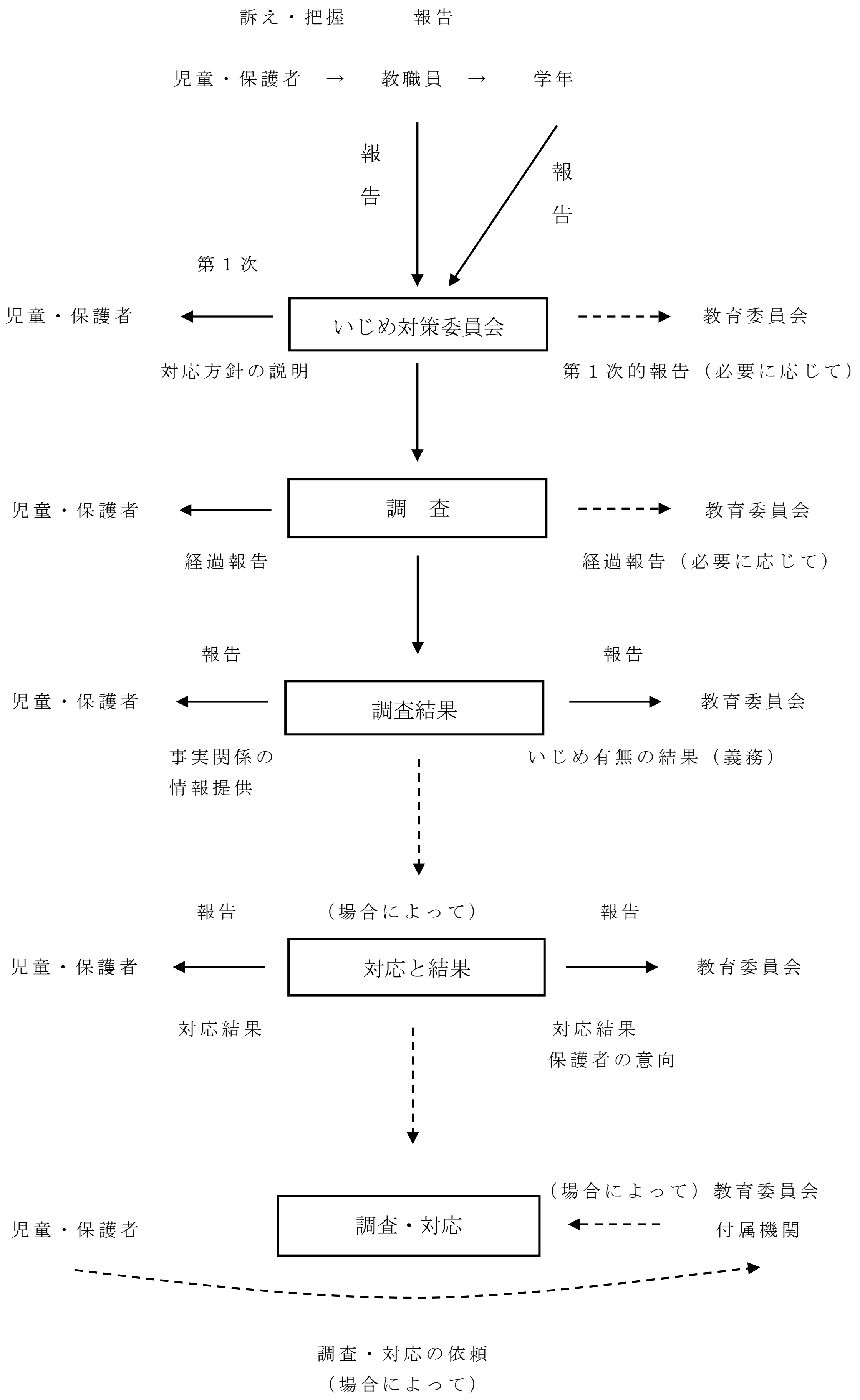

「重大事態発生の事案対処等の展開」【重大事態対応】フローチャート（シート参照）

「重大事態発生の事案対処等の展開」

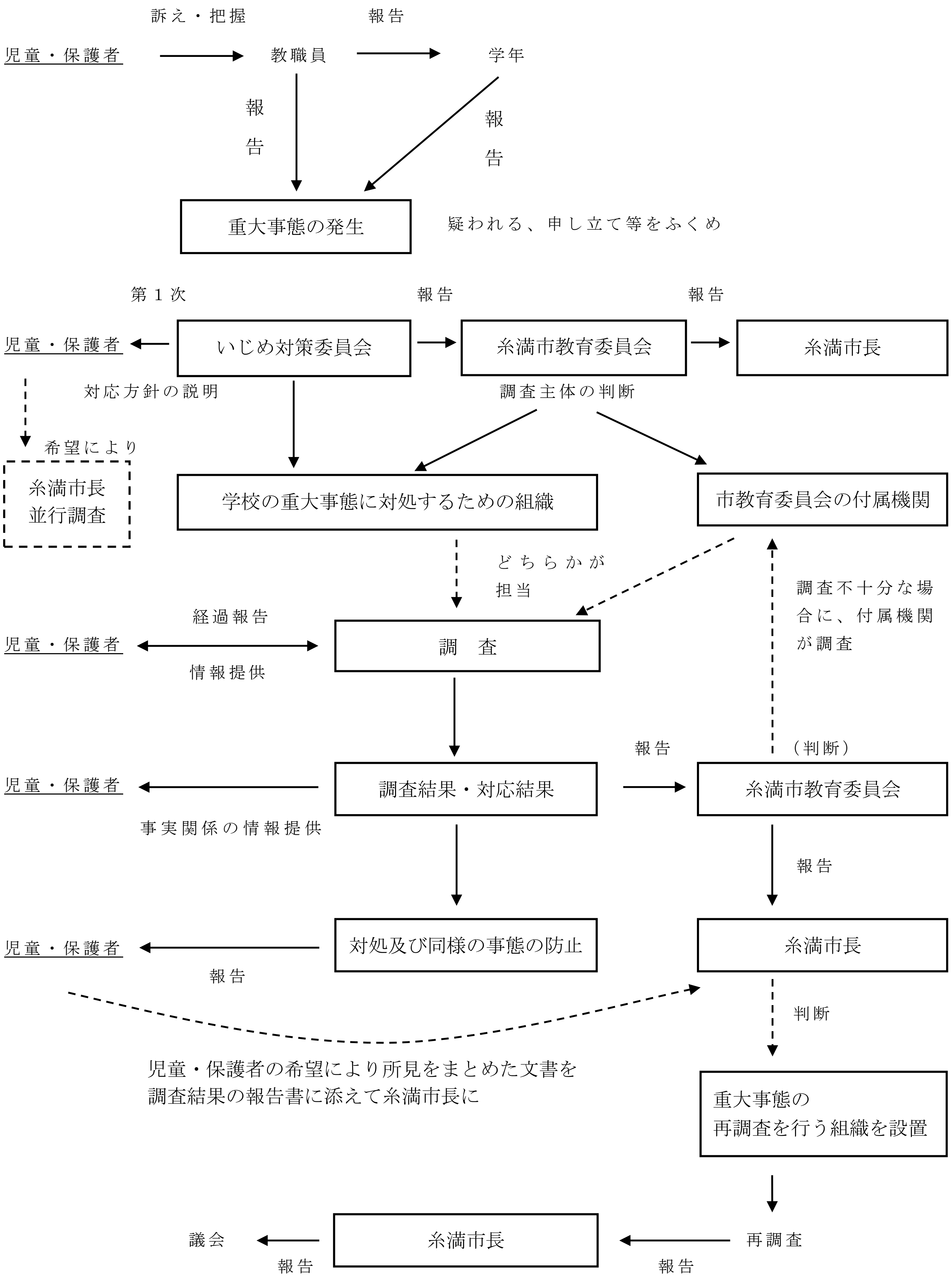

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要」

【文部科学省】

及び

「沖縄県いじめ対応マニュアル」（令和７年３月版）

【沖縄県教育長義務教育課】

に関する参考資料［一部抜粋］

大人が子どもに伝える３つのこと
①「いじめは絶対に許されない行為である」
②「いじめられている子どもを守る」
③「決して自らの命を絶ってはいけない」

いじめの被害者への対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応

→ 本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

↓ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

教師の対応

1　潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
2　管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
3　被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。**※「重大事態」に発展させない**
4　被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
5　学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
6　自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
7　家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
8　加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

1　話をうなずきながら聴く
・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。

2　本人の訴えた言葉を復唱する
・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。

3　話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。

4　わからないことを質問する
・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。

5　本人が努力していることを支持する
・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

家庭での対応等

1　いじめられている事実が判明した場合の対応
・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
・不安を除去し、安全の確保に努める。
・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もある。
・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

2　些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）
・死につながるような発言はないか？
・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか？
・眠れない様子はないか？
・死を賛美する言動はないか？

好ましくない対応・考え方

1　いじめの存在に気づかない
・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」　等。

2　いじめの深刻さに気づかない
・「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方　等。

3　否定認識や不用意な発言
・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言　・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言・被害者の「痛み」に共感を示さない発言・具体性のない発言　等。

4　不適切な対応
・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
・日時、話し合いのルール等を定めない。
・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
・教師が裁判官的な立場で対応する。

5　外部の情報等を活用しない
・「密室」の対応になっている。
・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

<確認すること>
いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
どんなことから？きっかけは？
どこで？
どんな方法で？
１対１？複数？グループ？誰が（命令）？

いじめの加害者への対応

沖縄県教育庁義務教育課

いじめは「人権侵害行為」である → 「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

→ その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

1　いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
2　差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
3　励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
4　加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
5　教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

→ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを十分に行う

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

1　いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
2　いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
3　いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
・何があったのか？　・どんなことから？　・いつ頃からか？　・どこで？
・どんな気持ち？　・どんな方法で？　・誰が（命令）したのか？　・複数？　等。
4　不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
5　相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
6　課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
7　学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
8　場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
9　必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実はしっかり認めさせる」
↓
「決して言い逃れはさせない」
↓
「きちんと謝罪をさせる」
↓
「それ以上罰しない」
↓
「今まで以上に関りをもつ」

好ましくない対応

1　**権威的な指導**
・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
・体罰を行う。
・子どもの人格を否定するような発言をする。
・命令口調で対応する。
・過去を引き合いに出す。
・追い詰めたり、問い詰めたりする。
・兄弟姉妹と比較する。

2　**基本認識を誤った指導**
・何もかも「いじめ」と決めつける。
・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

（連携・協力、毅然とした姿勢）

1　**保護者の心情を理解する**
・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安　等。
・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

2　**事実関係は正確に伝える**
・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

3　**学校の指導方針を示し、具体的な助言をする**
・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

4　**教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す**
・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

1　**両親が一緒に叱責しない**
・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

2　**事実を聞き出す**
・どんな行動をしたのか？　・その結果どうなったのか？

3　**徹底的にいじめを否定する**
・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」　・「いじめられた子は苦しんでいる」　・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」　等。

4　**きちんと謝罪する**
・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。

5　**今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ**

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気の醸成

沖縄県教育庁義務教育課

観衆・傍観者も加害者と変わらない → いじめはみんなの問題 → 「いじめを許さない」毅然とした姿勢

いじめの観衆 → いじめを強化する存在

→　自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

積極的な関係者
自己防衛的な同調者

＜背景＞
・いじめの報復を恐れている。
・仲間はずれにされたくない。
・いじめがおもしろい。
・被害者への不快感がある。

いじめの傍観 → いじめを支持する存在

→　いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

葛藤のある者
無関心な者

＜背景＞
・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
・自分の関心を持つものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

＜はやし立てる児童生徒＞

□　はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
□　被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

＜見て見ぬふりの児童生徒＞

□　いじめは他人事でないことを理解させる。
□　いじめを知らせる勇気を持たせる。
□　傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

＜学級全体への指導→問題解決能力の育成＞

□　「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
□　いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
□　傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
□　見て見ぬふりをしないよう指導する。
□　自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
□　授業における「生徒指導の４つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
□　特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
□　「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
□　児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において　～生徒指導の４つのポイントの実践～
①自己存在感の感受　②共感的な人間関係の育成　③自己決定の場の提供　④安全・安心な風土の醸成

1　「チームとしての学校」の視点から，教職員と専門知識等を持つ各種支援員等との連携協働に努める。
2　主体的・対話的で深い学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実に努める。
3　児童生徒の自己指導能力の育成に努める。（特別支援教育の視点も踏まえる）
　ア　自己存在感の感受　　　イ　共感的な人間関係の育成
　ウ　自己決定の場の提供　　エ　安全・安心な風土の醸成
4　学びに向かう集団づくりを進めるために，学級活動や児童会・生徒会活動等の充実に努める。
5　「学校いじめ防止基本方針」を軸とした，いじめの未然防止，早期発見，早期対応の取組の充実に努める。
6　警察や児童相談所等の関係機関と連携・協働し，事件・事故の未然防止や虐待等の早期発見，早期対応に向けた取組の充実に努める。

令和７年３月　学校教育における指導の努力点「６生徒指導の充実」（抜粋）

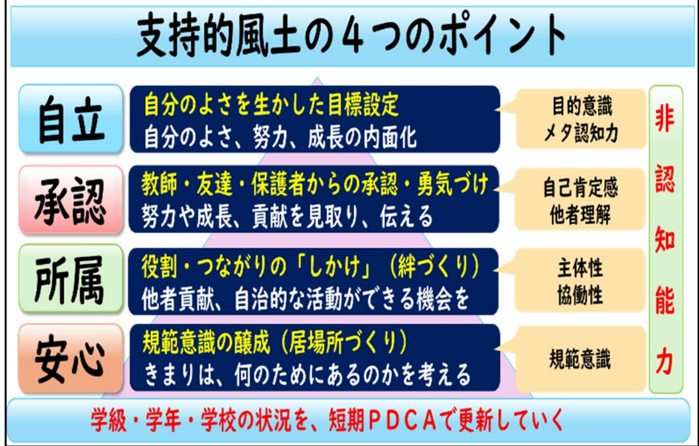

令和７年３月　不登校児童生徒への支援の手引き（抜粋）

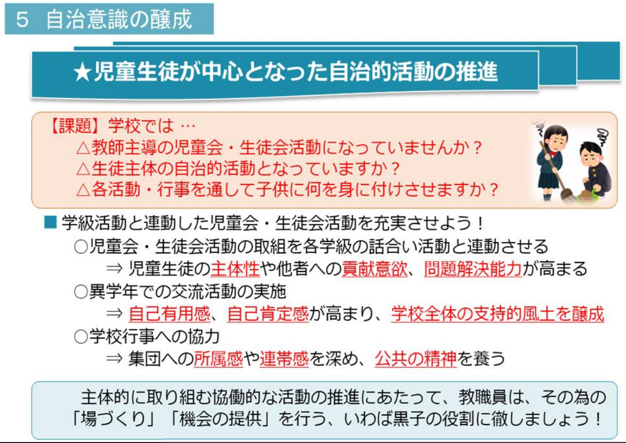

令和７年　魅力ある学校づくりパンフレット（抜粋）

いじめの「重大事態」の対応

沖縄県教育庁義務教育課

学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（法に基づく義務）

「重大事態」の理解
- ○ いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  （生命心身財産重大事態「１号重大事態」）　※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合　等
- ○ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「２号重大事態」）
  ※「相当の期間」とは年間 30 日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- ○ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ○ 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめ重大事態の発生報告、調査の手順（概要）

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は７日以内に発生報告

1　学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和５年３月文部科学省　いじめ重大事態に関する国への報告について　様式１）

↓

2　調査に向けた準備

- 判断１　調査の主体は学校又は学校の設置者
- 判断２　調査の規模、設問内容等の調整等

■設置者が調査主体の場合：調査組織の設置、調査の実施

○ 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■学校が調査主体の場合：必要な指導及び支援

○ 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期について指導助言。

↓

3　被害、加害児童生徒及び保護者へ調査内容等の説明

4　国及び県教育委員会に調査開始の報告（〃　様式２）

→ 5　調査実施

〈被害、加害児童生徒について〉
本マニュアルの４、５ページに示す、対応を引き続き行う。

←

6　調査結果を被害、加害児童生徒へ説明

7　調査結果を設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長に報告（法に基づく義務）

8　調査結果を設置者（教育委員会）を通じて国、県教育委員会に報告（調査報告書の提出）

↓

9　再調査の実施等（以後、手順３～８に同じ）

〈調査組織について〉
調査組織の構成は、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討すること。このため、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）について、職能団体や大学、学会に対して、推薦を依頼し、任命することが考えられる。

※こども家庭庁いじめ調査アドバイザー
自治体からの要請に応じ、委員の人選に関する助言、中立･公平性のある調査方法等について助言を行う。
・令和５年９月　こども家庭庁

〈参考〉
- ・令和５年３月文部科学省
  いじめ重大事態に関する国への報告について
- ・令和６年８月文部科学省
  「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」

ネットいじめ・ＳＮＳ等での誹謗中傷等への対応

沖縄県教育庁義務教育課

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除は早急に対応～

第１段階　電話相談

警察相談専用電話・・・・電話 ＃9110

子どもの人権 110 番・・・電話 0120-007-110

沖縄県人権相談窓口・・・電話 098-863-9281

sorae（ソラエ）・・・・電話 098-943-5335
※平日のみ

第２段階　削除等の対応方法及び相談

１．削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃ SNS じゃない！）」

【特設サイト】
https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/

２．削除等の相談

ネットの誹謗中傷ホットライン

https://www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネットホットラインセンター

https://www.internethotline.jp/

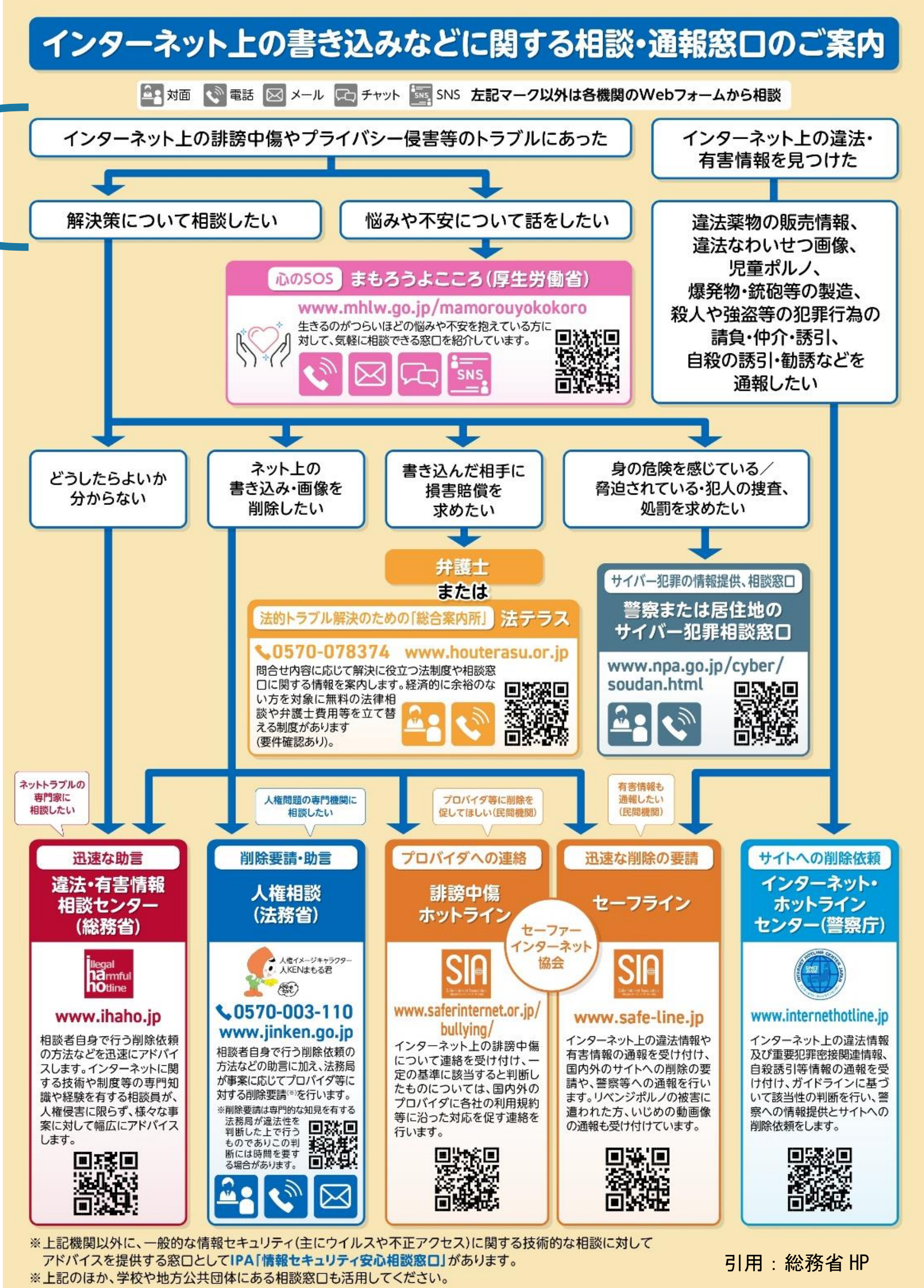

引用：総務省 HP

参考資料

沖縄県教育庁義務教育課

○ 「生徒指導提要（改訂版）」（令和４年１２月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

○ 「いじめの問題に対する施策」（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

「いじめ問題に対する施策」（文部課科学省ホームページ）より抽出

- 「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定（最終改定平成２９年３月１４日）
  https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf
- 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」
  （平成２８年３月１８日付け２７初児生第４２号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm
- 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月　文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/content/20240618-mxt_jidou01-000036541_7.pdf
- 「いじめ対策に係る事例集」（平成３０年９月文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
- 「いじめ重大事態に関する国への報告について（令和５年３月１０日）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm
- 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリストの配布について」（令和５年７月７日）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00005.htm
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）」（令和６年８月３０日　文部科学省）
  https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

○ 「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）
https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html

「生徒指導・進路指導研究センター」（国立教育政策研究所）より抽出

- 生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり 3　Leaves.3」 https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf
- 生徒指導支援資料　６「いじめに取り組む」 https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2806sien/index.htm
- 「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順 Leaf.19」 https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf
- 「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf.20」 https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf20.pdf